

岐阜県公報

第二千三百四十五号
平成二十四年五月十五日

(火曜日)

目次

規 則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(健康福祉政策課) 三一九

告 示

道路の供用開始

(道路維持課) 三二〇

保安林の指定

(飛騨農林事務所) 三二〇

公 示

平成二十四年度における地籍調査に関する事業計画

(都市政策課) 三二一

規 則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十七号

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県災害救助法施行細則(昭和三十五年岐阜県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一一第二号(中)「二百三十八万七千円」を「二百四十万千円」に改め、同表三

第三号(一)及び(二)を次のように改める。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

冬季(十 月から九 月まで)	夏季(四 月から九 月まで)	世帯の 区分 季別	五人を超える 世帯
	一七、二〇〇円	一人世帯	四九、七〇〇 円に五人を超 え一人増すこ とに七、三〇 〇円を加算し た額
	三三、一〇〇円	二人世帯	
	三三、七〇〇円	三人世帯	
	三九、二〇〇円	四人世帯	
	四七、七〇〇円	五人世帯	
七五、七〇〇 円に五人を超			

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日当たる
ときは翌日)

平成二十四年五月十五日

月から三 月まで	二六、五〇〇円	え一人増すこ とに一〇、四 〇〇円を加算 した額
	三六、九〇〇円	
	五二、四〇〇円	
	六八、二〇〇円	
	七九、七〇〇円	

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯の区分	
	一人世帯	二人世帯
夏季(四 月から九 月まで)	五六、〇〇円	七六、〇〇円
	二二、四〇〇円	三三、八〇〇円
	一七、四〇〇円	二七、四〇〇円
冬季(十 月から三 月まで)	九一、〇〇円	一一、〇〇〇円
	二二、〇〇〇円	三三、八〇〇円
	一六、八〇〇円	一九、九〇〇円
	二五、三〇〇円	二五、三〇〇円
	一七、四〇〇円	二五、三〇〇円

別表第二十一第二号中「十三万四千二百円」を「十三万三千九百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、平成二十四年四月六日から適用する。

告 示

岐阜県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年五月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十四年五月十五日
岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	福白岡川線	加茂郡白川町黒川字杉之木八四一六番一地从先から同郡岡町同字餅小屋四〇八〇番三地从先まで	100.0	平成二四・五・一五	平成二四・五・一三

岐阜県告示第二百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。
平成二十四年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所
高山市丹生川町日面字大谷西平一二二二
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。

<p>調査を行う者の名称</p> <p>調査地域</p> <p>調査期間</p>				<p>平成二十四年度における地籍調査に関する事業計画</p> <p>国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十四年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定により公示する。</p> <p>平成二十四年五月十五日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>																																															
調査を行う者の名称	調査地域	調査期間		<p>公 示</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(一) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>																																															
岐阜市	岐阜市村雨町及び長者町の全部並びに都通、桜通、桜木町、本郷町、西野町、大縄場、住ノ江町、清住町、吉野町、高砂町及び神田町の一部	地籍調査費負担金の交付決定日から平成二五・三・三二まで		中津川市	中津川市中津川、阿木、蛭川、付知町、加子母及び下野の一部	同	瑞浪市	瑞浪市釜戸町、土岐町、陶町大川及び陶町水上の一部	同	羽島市	羽島市竹鼻町狐穴の一部	同	恵那市	恵那市大井町、笠置町河合、武並町藤、飯地町、長島町久須見、三郷町佐々良木、三郷町椋実、山岡町田代、明智町大田、串原及び上矢作町の一部	同	美濃加茂市	美濃加茂市伊深町の一部	同	土岐市	土岐市駄知町、肥田町及び下石町の一部	同	山県市	山県市高富及び葛原の一部	同	瑞穂市	瑞穂市古橋の一部	同	飛騨市	飛騨市古川町黒内、河合町有家、河合町角川、宮川町打保、神岡町吉田、神岡町山田、神岡町横山及び神岡町西の一部	同	本巢市	本巢市根尾神所、法林寺及び文殊の一部	同	郡上市	郡上市高鷲町鮎立の一部	同	下呂市	下呂市小川、御厩野、野尻、萩原町羽根、萩原町桜洞、小坂町大島、馬瀬中切、馬瀬名丸、馬瀬堀之内、馬瀬西村、馬瀬川上、馬瀬黒石及び馬瀬数河の一部	同	海津市	海津市南濃町境及び南濃町津屋の一部	同	揖斐川町	揖斐郡揖斐川町大字坂内広瀬の一部	同	大野町	揖斐郡大野町大字相羽の一部	同	池田町	揖斐郡池田町般若畑、宮地北、宮地南及び小牛の一部	同

坂祝町	加茂郡坂祝町黒岩の一部	同
富加町	加茂郡富加町羽生の一部	同
八百津町	加茂郡八百津町大字潮見の一部	同
白川町	加茂郡白川町赤河及び切井の一部	同
東白川村	加茂郡東白川村大字神土及び大字越原の一部	同
御嵩町	可児郡御嵩町上之郷の一部	同
白川村	大野郡白川村大字飯島及び大字荻町の一部	同
白川町森林組合	加茂郡白川町切井の一部	同

平成二十四年五月十五日発行

発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社